

**夫婦控除？ 上限引き上げ？
配偶者控除見直しで家計と働き方はどう変わるか**

**大和総研 金融調査部
研究員 是枝 俊悟**

本日の構成

1. なぜ、配偶者控除見直しが検討されているの？

2. 女性就労の「壁」って何のこと？

- (1) 税制の壁
- (2) 配偶者手当の壁
- (3) 社会保険の壁

3. 配偶者控除を見直すと家計や働き方はどう変わる？

- (1) 夫婦控除導入案
- (2) 配偶者控除の上限年収引き上げ案

4. 日本の税制は専業主婦世帯を優遇しているの？

1. なぜ、配偶者控除見直しが検討されているの？

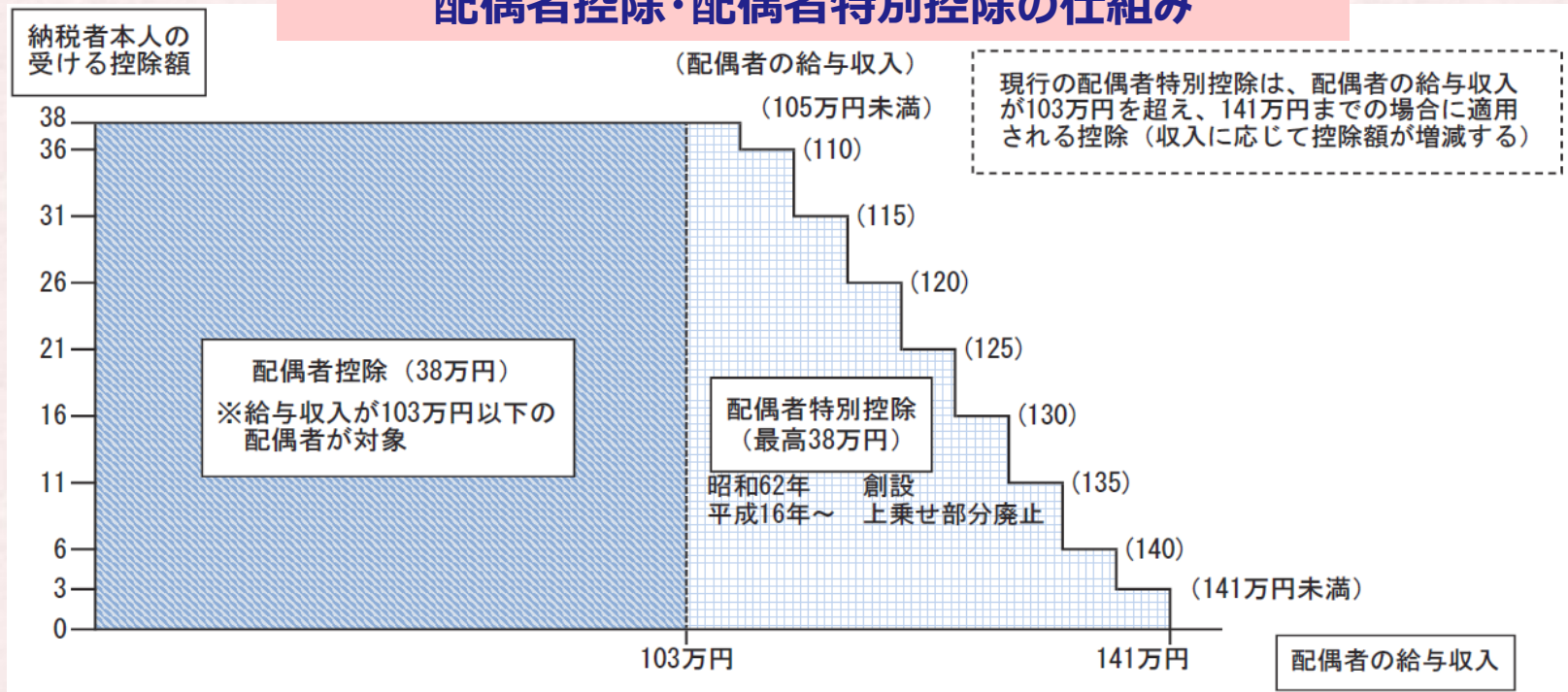
2016年9月9日

第1回政府税制調査会・安倍首相冒頭発言

「特に、女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組を作っていく必要があります。若い世代に光を当て、安心して結婚し子供を産み育てることができる税制を目指していくことも大切です」

2. 女性就労の「壁」って何のこと？（1）税制の壁

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



(出所)財務省「財務省説明資料〔配偶者控除〕」(政府税制調査会資料) (平成26年4月14日)

2. 女性就労の「壁」って何のこと？（1）税制の壁

妻の年収が103万円を超えて配偶者控除の適用がなくなっても、（夫の所得が1,000万円超の場合を除いては）税負担はなだらかに増えるのみ。

⇒配偶者控除の存在そのものは、多くの世帯にとって就業調整を行う合理的な動機とはなっていない。

※夫が主たる収入を得て、
妻が補助的な収入を得ていることを前提とした。

2. 女性就労の「壁」って何のこと？（2）配偶者手当の壁

- ・民間企業の40.4%において「配偶者控除」の適用を条件に、配偶者手当を支給。
- ・民間企業の配偶者手当の支給額平均は、13,885円

（出所）人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」

- ⇒ 仮に、妻の年収が103万円を超えることにより、夫が月1.4万円の手当を受け取れなくなるとすると、世帯での手取りは年間16.8万円減少。
- ⇒ 就業調整の動機の1つになりうる。

2. 女性就労の「壁」って何のこと？（3）社会保険の壁

- ・妻の年収が130万円以上
（大企業等の場合は、105.6万円以上）
となる場合、社会保険に加入し、本人分の
社会保険料を支払う必要あり。

⇒例えば、年収130万円で協会けんぽ・厚生年金に
加入する場合、年間約18.3万円の保険料を自己負担。

⇒就業調整の動機の1つとなる。

※夫が主たる収入を得て、妻が補助的な収入を得ていることを前提とした。
社会保険の加入要件には年収のほか、就業時間等、他の要件もあるが、省略。

2. 女性就労の「壁」って何のこと？ ～まとめ～

- ・「配偶者控除」そのものは、
（夫の所得が1,000万円超の場合を除いては）
就業調整を行う合理的な動機とはなっていない。
- ・ただし、「配偶者控除」は企業の「配偶者手当」支給のベンチマークとなることにより「103万円の壁」を形成。
- ・このほか、社会保険加入による「130万円の壁」
（大企業等においては「106万円の壁」）も存在。

3. 配偶者控除を見直すと家計や働き方はどう変わる？

(1) 夫婦控除導入案

**配偶者控除を廃止し、代わりに、配偶者の年収によらず
夫婦世帯について一律の税額控除を与える案**

(ただし、夫婦の合計年収または夫婦のうちいずれか
多い方の年収による所得制限あり？)

(2) 配偶者控除の上限年収引き上げ案

**配偶者控除の適用を受けられる配偶者(夫婦のうち少ない方)の
年収上限を現行の103万円から
150万円～200万円に引き上げる案**

(ただし、その代わりに、納税者本人(夫婦のうち多い方)の
年収が一定額を超えた場合は配偶者控除の対象外にする？)

3. 配偶者控除を見直すと家計や働き方はどう変わる？

(1) 配偶者控除が廃止され（夫婦控除が導入され）ると…

⇒企業における「配偶者手当」支給基準の見直しの契機となる

⇒企業が配偶者手当を配偶者の年収によらず

一律支給 or 一律不支給 とすれば、

「配偶者手当の壁」は解消される

(2) 配偶者控除の上限年収が引き上げられると…

⇒「配偶者控除」の適用を条件に「配偶者手当」を支給している企業は
「配偶者手当」の支給上限年収も自動的に引き上げ

いずれにしても、「社会保険の壁」は残るので、就業調整を行わなくて済む
年収の上限は103万円⇒130万円（または105.6万円）に切り上がることになる

（１）夫婦控除導入案 による家計の手取りの増減

単位：万円		夫の年収（万円）							
		0～100	200～400	500	600	700	800～1,000	1200	1500
妻の年収（万円）	0～100	±0	+0.2	-1.6	-1.7	-5.4	-10.9	-12.0	-15.8
	200～400	+0.2	+5.4				±0		
	500	-1.6							
	600	-1.7							
	700	-5.4							
	800～1,000	-10.9							
	1200	-12.0							
	1500	-15.8							

前提条件：現役世帯のみ対象に所得税・住民税の配偶者控除・配偶者特別控除を廃止。夫婦控除は、夫婦いずれも年収800万円未満の世帯に1世帯5.4万円（所得税・住民税計）を税額控除。

（出所）大和総研試算

（２）配偶者控除上限引き上げ案

現役世代について配偶者控除の適用上限

（夫婦のうち年収の少ない方の金額）について

現行の103万円から、

150万円に引き上げると・・・約580億円の減税

200万円に引き上げると・・・約1,185億円の減税

※配偶者特別控除の適用年収もスライドさせることを前提とした。

（２）配偶者控除上限引き上げ案

**現役世代について配偶者控除に納税者本人の年収
（夫婦のうち年収の多い方の金額）で所得制限をかけ、**

**年収1,500万円以下に限ると・・・約 450億円の増税
年収1,220万円以下に限ると・・・約1,070億円の増税**

※現行制度において、納税者本人（夫婦のうち多い方）が年収1,220万円超
＝所得1,000万円超（2017年以後）の場合、配偶者特別控除の適用なし。

(2) 配偶者控除上限引き上げ案

税込中立（増税の金額＝減税の金額）
を前提とすると、

配偶者控除について、

夫（夫婦のうち多い方）	の年収	制限なし	⇒上限1,220万円
妻（夫婦のうち少ない方）	の年収	上限103万円⇒上限	200万円

とする案がバランス？

(2) 配偶者控除上限引き上げ案 による家計の手取りの増減

単位: 万円		夫の年収(万円)								
		0～100	200	300～400	500	600	700	800～1,000	1200	1,500
妻の年収(万円)	0～100	±0								-15.8
	200		+5.2	+5.2	+7.0	+7.1	+10.8	+10.9	+12.0	
	300～400		+5.2	±0						
	500		+7.0							
	600		+7.1							
	700		+10.8							
	800～1,000		+10.9							
	1200		+12.0							
	1,500	-15.8								

前提条件：現役世帯のみ対象に所得税・住民税の配偶者控除の適用条件を「夫婦のうち多い方の年収が1,220万円以下、かつ、夫婦のうち少ない方の年収が200万円以下」に変更。

(出所) 大和総研試算

4. 日本の税制は専業主婦世帯を優遇しているの？

- ・日本の所得税は、個人単位で所得の多い人に高い税率を適用（累進課税）
- ・世帯年収が同じであれば、共働き世帯は、片働き世帯より夫婦それぞれの年収が低いこととなるため、低い税率が適用される。
- ・児童手当、高校無償化等の所得制限も共働き世帯の場合、片働き世帯より世帯年収が多くとも支給対象になってきた。

◆同じ世帯年収1,000万円でも（夫婦と3歳以上中学生以下の子ども2人の4人世帯）			
片働き世帯	（夫婦いずれかが年収1,000万円）	…手取り	739.3万円
共働き世帯	（夫婦ともに年収500万円）	……………手取り	800.5万円
差額			61.2万円

※2013年時点の税・社会保障制度をもとにした試算

まとめと今後の展望

- ・現行制度における女性就業の「壁」は、主に「配偶者手当の壁」と「社会保険の壁」。
- ・配偶者控除廃止（夫婦控除導入）や、配偶者控除の上限年収拡大は「配偶者手当の壁」を崩す可能性がある。
- ・ただし、「社会保険の壁」は残るので、直接的な効果としては就業調整を行わなくて済む年収の上限が103万円⇒130万円に切り上がるのみ。
- ・もっとも、現行制度においても、「壁」を乗り越えた先は、同じ世帯年収ならば共働きの方が手取りの多い「共働き優遇制度」。
- ・特に、若い世代は結婚・出産後も女性が（正社員として）働き続ける環境が整いつつある。配偶者控除の議論が盛んになり、現行制度が「共働き優遇制度」であることが認知されれば、女性の就業継続意欲も上がる？